

モニタリング結果報告書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	労働条件の確保・改善を図ること
--------------	-----------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること
施策目標	1-1	労働条件の確保・改善を図ること
個別目標	1	労働条件の確保・改善を図ること
		(主な事務事業) ・法定労働基準の履行確保を図るための監督指導 ・労働基準関係法令違反に係る申告に対する申告処理 ・重大、悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分
個別目標	2	最低賃金制度の適正な運営を図ること
		※ 重点評価課題(最低賃金制度の適正な運営について)
		(主な事務事業) ・最低賃金制度推進事業
個別目標	3	労働契約に係るルールの特明確化を図ること
		(主な事務事業) ・中小企業労働契約支援事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。		
2 根拠法令等 ○労働基準法(昭和22年法律第49号) ○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ○最低賃金法(昭和34年法律第137号)		
主管部局・課室	労働基準局監督課	
関係部局・課室	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	定期監督等の実施件数(単位:件) (一)	121,031	122,793	122,734	118,872	126,499
2	申告処理件数(単位:件) (一)	46,009	43,423	41,003	40,234	40,254
3	司法処理件数(単位:件) (一)	1,399	1,339	1,290	1,219	1,277

4	市町村広報誌への掲載割合（単位：％） （80％以上／毎年）	84.1 【105.1％】	85.8 【107.3％】	87.3 【109.1％】	82.1 【102.6％】	92.2 【115.3％】
5	中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数（単位：件） （15,228件以上／平成19年度）	—	—	—	—	—
（調査名・資料出所、備考） ・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。 ・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。 ・指標3は、労働基準監督署（労働基準監督官）が労働基準関係法令違反により送検した件数である。 ・指標4は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。 ・指標5は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が20年度に変更となったため未記入。						

3. 個別目標に関する指標等

個別目標1 法定労働条件の確保・改善を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	定期監督等の実施件数（単位：件） （一） ※施策目標に係る指標1と同じ。	21,031	122,793	122,734	118,872	126,499
2	申告処理件数（単位：件） （一） ※施策目標に係る指標2と同じ。	46,009	43,423	41,003	40,234	40,254
3	司法処理件数（単位：件） （一） ※施策目標に係る指標3と同じ。	1,399	1,339	1,290	1,219	1,277
（調査名・資料出所、備考） ・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。 ・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。 ・指標3は、労働基準監督署（労働基準監督官）が労働基準関係法令違反により送検した件数である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：法定労働基準の確保を図るための監督指導						
平成19年度：238百万円						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要：労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署（労働基準監督官）が事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反についての申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき司法処分（犯罪捜査、検察庁への送致）を行う。						

個別目標2 最低賃金制度の適正な運営を図ること

個別目標に係る指標						
アウトプット指標						

(達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	市町村広報誌への掲載割合 (単位：%) (80%以上/毎年) ※施策目標に係る指標4と同じ。	84.1 【105.1%】	85.8 【107.3%】	87.3 【109.1%】	82.1 【102.6%】	92.2 【115.3%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 最低賃金制度推進事業						
平成19年度 : 384百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要 : 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上を労働者に支払わなければならないとする制度である。 最低賃金には、各都道府県ごとに決められ、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される地域別最低賃金と、各都道府県内の特定の産業の労働者とその使用者を適用対象とする産業別最低賃金があり、これらの最低賃金は都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会の審議を経て決定される。 国は、地域の広範囲に存在する労使に対し、制度の普及、定着を図るための広報・啓発活動を実施している。						

個別目標3 労働契約に係るルールの明確化を図ること						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数 (15, 228件以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が20年度に変更となったため未記入。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 中小企業労働契約支援事業						
平成19年度 : 513百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要 : 望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施し、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図る(上記のとおり平成19年度は未実施。)						